

## 東京都建設局 ICT 活用工事等推進連絡会規約

### (名称)

第1条 本会は、東京都建設局 ICT 活用工事等推進連絡会（以下「建設局 ICT 連絡会」と称する。

### (目的)

第2条 建設局事業等における ICT 技術の普及促進に向け、建設局及び国、関係業界団体等により、情報を共有し、実務的な見地により意見交換を行うことで、工事等における ICT 技術の活用を推進する。

### (事務)

第3条 建設局 ICT 連絡会は、下記の事項について連絡調整を行う。

- (1) 建設局発注の工事・調査等における ICT 技術活用に関する取組状況及び方針等の情報発信
- (2) 工事等における ICT 技術の活用に係る国、関係業界団体等の取組状況及び意見等の把握
- (3) 建設局発注の工事・調査等における ICT 技術の活用推進に向けた課題の共有と対応
- (4) その他必要な事項

### (構成及び運営)

第4条 局 ICT 連絡会は、下記のとおり構成及び運営する。

- (1) 別紙1に掲げるものをもって構成する。
- (2) 会長は、東京都建設局企画担当部長をもってあてる。
- (3) 副会長は、東京都建設局建設 DX 推進・危機管理強化担当部長をもってあてる。
- (4) 会長は、建設局 ICT 連絡会を代表し、議長を務めると共に会務を統括する。
- (5) 副会長は、会長を補佐する。会長に事故がある時は、会長があらかじめ指定する副会長がその職務を代理する。
- (6) 建設局 ICT 連絡会は、会長が必要と認めるときに開催する
- (7) 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
- (8) 業界団体委員は各団体（協会）において決定する。
- (9) 各委員は、自ら指名した者を代理として会議に出席させることができる。

### (事務局)

第5条 建設局 ICT 連絡会の事務局は、東京都建設局総務部技術管理課に置く。

### (雑則)

第6条 規約に定めるもののほか、建設局 ICT 連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が定めるものとする。

### (附則)

#### 施行期日

本規約は、令和2年7月13日から施行する。

令和4年1月21日 一部改定

令和6年2月19日 一部改定

(連絡会構成員)

1 会 長

東京都建設局 企画担当部長

2 副会長

東京都建設局 建設DX推進・危機管理強化担当部長

3 委 員

国土交通省関東地方整備局東京国道事務所 副所長

東京都建設局 総務部技術管理課長

〃 総務部建設DX推進担当課長

〃 総務部設備管理担当課長

〃 道路管理部保全課長

〃 道路建設部街路課長

〃 道路建設部道路橋梁課長

〃 公園緑地部公園建設課長

〃 河川部改修課長

〃 河川部防災課長

〃 土木技術支援・人材育成センター 技術支援課長

一般社団法人 東京建設業協会

一般社団法人 日本道路建設業協会

一般社団法人 建設コンサルタント協会関東支部

一般社団法人 東京都測量設計業協会

一般社団法人 日本建設機械施工協会

一般社団法人 東京都中小建設業協会